

労働基準関係法令違反に係る公表事案

福井労働局

最終更新日：令和4年2月28日

| 企業・事業場名称 | 所在地 | 公表日 | 違反法条 | 事案概要 | その他参考事項 |
|----------------|-----------|----------|---|--|------------|
| (株)土田建設 | 福井県越前市 | R3.3.12 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条 | 車両系建設機械を用いて作業を行う際、同機械に接触することの防止措置を講じなかったもの | R3.3.12送検 |
| (有)若狭プラントサービス | 福井県三方郡美浜町 | R3.3.15 | 労働安全衛生法第22条 労働安全衛生規則第578条 | 自然換気が不十分な坑内において、換気の措置を講じることなく、内燃機関を有する溶接機を使用させたもの | R3.3.15送検 |
| タイヨー電子(株) | 福井県鯖江市 | R3.3.16 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第327条 | 腐食性のある液体を用いた作業を行う際、飛散、漏えい又は溢流による危険の防止措置を講じなかったもの | R3.3.16送検 |
| (有)ミナミ工務店 | 福井県坂井市 | R3.7.19 | 労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条 | 地上約7mの屋上で防水シートの張替え作業を請負人に行わせる際に、墜落防止措置を講じなかったもの | R3.7.19送検 |
| (有)タケシマ | 福井県坂井市 | R3.7.19 | 労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条 | 地上約7mの屋上で防水シートの張替え作業を行う際に、墜落防止措置を講じなかったもの | R3.7.19送検 |
| 三晃鉄工(株) | 福井県坂井市 | R3.8.2 | 労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条 | 地上から軒下までの高さが5.82mの屋根上の端で請負人に修繕作業を行わせる際に、墜落防止措置を講じなかったもの | R3.8.2送検 |
| メタルプレート・ササキ(有) | 福井県福井市 | R3.8.2 | 労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条 | 地上から軒下までの高さが5.82mの屋根上の端で修繕作業を行わせる際に、墜落防止措置を講じなかったもの | R3.8.2送検 |
| (株)五十嵐造林 | 福井県敦賀市 | R3.11.17 | 労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第477条 | チェーンソーを使用した立木の伐倒作業を行わせる際に、待避する場所をあらかじめ選定しなかったもの | R3.11.17送検 |
| 吉岡建設(株) | 福井県大飯郡高浜町 | R4.2.2 | 労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条 | 土木工事現場において休業4日以上の労働災害が発生したにもかかわらず、労働者死傷病報告を敦賀労働基準監督署に提出しなかったもの | R4.2.2送検 |
| 鯖江産業サービス(株) | 福井県鯖江市 | R4.2.3 | 労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第36条、 クレーン等安全規則第21条 | つり上げ荷重2.02トンの天井クレーンの運転の業務に労働者を就かせる際に、特別の教育を行っていないかったもの | R4.2.3送検 |